

熊本市介護予防・日常生活支援総合事業の指定事業者の指定等に関する要綱

制定 平成29年2月15日健康福祉局長決裁
改正 令和2年5月20日介護保険課長決裁
令和3年5月1日介護保険課長決裁
令和4年3月31日介護保険課長決裁
令和5年3月29日介護保険課長決裁
令和6年3月28日健康福祉局長決裁

(目的)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）及び熊本市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）に定めるもののほか、法第115条の45の3第1項に規定する指定事業者の指定等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、法、省令、介護予防・日常生活支援総合事業の適切かつ有効な実施を図るための指針（平成27年厚生労働省告示第196号）、地域支援事業実施要綱（平成18年6月9日老発第0609001号厚生労働省老健局長通知「地域支援事業の実施について」）及び実施要綱の例による。

(基本方針)

第3条 指定事業者の指定等の事務は、適正かつ効率的に行うため、関係部門と十分な連携のもとに行う。

(指定事業者等の要件)

第4条 指定事業者及び指定の申請を行おうとする者（以下「指定事業者等」という。）は、法人である者とする。

2 指定事業者等は指定の申請を行うに当たり、次の各号のいずれにも該当してはならない。

- (1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
- (2) 法その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「政令」という。）第35条の2で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
- (3) 労働に関する法律の規定であつて政令第35条の3で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
- (4) 社会保険各法又は労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）の定めるところにより納付義務を負う保険料等について、当該申請をした日の前日までに、これらの法律の規定に基づく滞納処分を受け、かつ、当該処分を受けた日から正当な理由なく3月以上の期間にわたり、当該処分を受けた日以降に納期限の到来した保険料等の全て（当該処分を受けた者が、当該処分に係る保険料等の納付義務を負うことを定める法律によって納付義務を負う保険料等に限る。）を引き続き滞納している者
- (5) 法第77条第1項、第78条の10第1項、第115条の9第1項、第115条の19第1項又は第115条の45の9の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者（当該取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があつた日前60日以内に当該法人の役員等であつた者で、当該取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む。）
- (6) 申請者と密接な関係を有する者が、法第77条第1項、第78条の10第1項、第115条の9第1項、第115条の19第1項又は第115条の45の9の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過していないとき。ただし、当該指定の取消しが、介護サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となつた事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定居宅サービス事業者等による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定居宅サービス事業者等が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。
- (7) 法第77条第1項、第78条の10第1項、第115条の9第1項、第115条の19第1項又は第115条の45の9の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に法第75条第2項、第78条の5第2項、第115条の5第2項、第115条の15第2項及び省令第140条の62の3第2項第4号の規定による事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除

く。)で、当該届出の日から起算して5年を経過しない者

- (8) 申請者が、法第76条第1項、第78条の7第1項、第115条の7第1項、第115条の33第1項又は第115条の45の7第1項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日までの間に法第75条第2項、第78条の5第2項、第115条の5第2項、第115条の15第2項及び省令第140条の62の3第2項第4号の規定による事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から起算して5年を経過しない者
- (9) 第7号に規定する期間内に法第75条第2項、第78条の5第2項、第115条の5第2項、第115条の15第2項及び省令第140条の62の3第2項第4号の規定による事業の廃止の届出があった場合において、申請者が同号の通知の日前60日以内に当該届出に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員等であった者で、当該届出の日から起算して5年を経過しない者
- (10) 指定の申請前5年以内に居宅サービス等及び第一号事業に関し不正又は著しく不当な行為をした者
- (11) 申請者の役員等のうちに第1号から第5号まで又は第7号から前号までのいずれかに該当する者（指定の申請等）

第5条 法第115条の45の5第1項の規定による申請に基づき、指定をしたときは、申請をした者に対して別記第1号様式による指定通知書及び別記第2号様式による指令書を交付する。

2 前項の指定を受けた者は、その旨を当該指定に係る事業所の見やすい場所に標示するものとする。
(指定の拒否)

第6条 前条に規定する指定事業者の指定については当該事業者を指定することにより、熊本市高齢者福祉計画・介護保険事業計画に定める地域支援事業に係る計画量を超過する場合その他市における地域支援事業の円滑かつ適切な実施に際し支障が生じると認められる場合においては、これを行わないことができる。

(変更の届出)

第7条 指定事業者は、次の各号に掲げる事項に変更があったときは、10日以内に、市長へ届け出なければならない。

- (1) 事業所の名称及び所在地
- (2) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所
- (3) 申請者の登記事項証明書又は条例等（当該事業に関するものに限る。）
- (4) 事業所の建物の構造概要及び専用区画等
- (5) 事業所の管理者の氏名、生年月日及び住所
- (6) サービス提供責任者又は訪問介護事業責任者の氏名、生年月日、住所及び経歴
- (7) 運営規程
- (8) 役員の氏名、生年月日及び住所
- (9) その他市長が必要と認める事項

(指定の更新)

第8条 法第115条の45の5第1項の規定による指定の有効期間については、6年とし、その期間の経過によって、その効力を失う。

2 法第115条の45の6第1項の規定による申請に基づき、指定をしたときは、申請をした者に対して別記第3号様式による指令書を交付する。

(添付書類)

第9条 法第115条の45の5第1項の規定及び第7条に規定する申請書及び省令第140条の62の3第2項第4号及び法第115条の45の5第1項に規定する届出書は、省令に定めるもののほか、市長が必要と認める書類を添付するものとする。

(事業者情報の提供)

第10条 法第115条の45の5第1項及び法第115条の45の6第1項による指定又は省令第140条の62の3第2項第4号による事業の廃止の届出を受理したときは、熊本県、熊本県国民健康保険団体連合会その他の機関に対して、事業者に関する情報のうち、次に掲げる事項を提供することができる。

- (1) 事業所の名称及び所在地
- (2) 申請者及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名及び住所
- (3) 指定又は更新の年月日並びに指定の有効期限満了日
- (4) 事業開始年月日
- (5) 変更、廃止、休止、再開の年月日

- (6) 運営規程
 - (7) 介護保険事業所番号
 - (8) その他市長が必要と認める事項
- (委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年2月15日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和2年5月20日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。